

『障害者基本計画』『障害福祉計画』 概要

1 清須市「障害者基本計画」「障害福祉計画」の関係

清須市では、障がいのある人だけでなく、すべての市民のための計画と位置づけ、「価値共有」しながらだれもが自分らしい生き方を追求でき、市民相互の心のぬくもりが実感できるまちづくりを目指して、「清須市障害者基本計画」（平成19～23年度）、「第1期障害福祉計画」（平成18～20年度）、「第2期障害福祉計画」（平成21～23年度）を策定しました。平成23年度では、現行の「清須市障害者基本計画」の見直しと「第3期障害福祉計画」（平成24～26年度）を策定します。

※「障害者基本計画」は、障害者基本法に基づいた施策に関する基本的な事項を定めた計画であるのに対し、「障害福祉計画」は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの目標量と具体的方策をまとめた計画です。

【「障害者基本計画」と「障害福祉計画」の関係】

	障害者基本計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第9条第3号	障害者自立支援法 第88条第1項
計画の性格	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	国の基本指針に基づき福祉サービス量と提供体制を確保するための計画
策定義務	平成19年4月1日より義務化	平成18年度より義務化
計画内容	・計画の性格、期間等 ・基本理念、基本目標等 ・障害者の推計 ・施策の体系 ・施策の推進 ・各施策の展開	・障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み、確保方策 ・地域生活支援事業の実施に関する事項



各計画の実施期間は、以下のようになっています。

【清須市の「障害者基本計画」「障害福祉計画」の計画期間】

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	障害者基本計画				見直し
第1期障害福祉計画		見直し	第2期障害福祉計画		見直し

【平成23年度策定する清須市の「障害者基本計画」「第3期障害福祉計画」の計画期間】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害者基本計画				
第3期障害計画				

2 国の動向

【資料：障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成23年2月22日】

(1) 障害福祉計画について

① 指針について

- 基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されます。（平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正）
- 障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成します。

【自立支援法】

（市町村障害福祉計画）・・・第88条

- ・各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等

（都道府県障害福祉計画）・・・第89条

- ・区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- ・区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- ・各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等

② 計画期間について

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画		

↑
今年度策定

(2) 第2期障害福祉計画の概要

① 障害福祉計画の基本理念について

- 市町村及び都道府県は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要。

- ・ 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- ・ 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- ・ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行うことが必要。

- ・ 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ・ 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- ・ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

③ 障害福祉計画が目指す目標

- 地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、まずはこれらの課題に関し、新体系サービスの移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定。

数値目標

- ・ 平成23年度末までに、第1期計画時点（平成17年10月1日）の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを目指す
- ・ 平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち、「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指す
- ・ 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点の4倍以上とすることを目指す

など

(3) 第3期障害福祉計画の考え方

① 基本理念等

- ・現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。
- ・計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
ただし、障害者総合福祉法（仮称）の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。
- ・児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務は無く、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

② 数値目標の設定方法

● 現行の数値目標については、下記のとおり

事項		数値目標
1	施設入所者の地域生活への移行	・第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行 ・平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本
2	退院可能精神障害者の減少	・平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定 ・都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める
3	福祉施設から一般就労への移行	・第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい
	就労支援事業の利用者数	・平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す ・平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す
4	公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者	・平成23年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う
5	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	・平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指す
6	障害者試行雇用事業の開始者	・平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指す
7	職場適応援助者による支援の対象者	・平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割が職場適応援助者の支援が受けられるようにすることを目指す
		・平成23年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で800人養成されることを目指して、その計画的な養成を図ることとする

事項		数値目標
8	障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	・平成 23 年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることを目指す
9	障害者就業・生活支援センターの設置数	・障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての圏域で1カ所ずつ設置することを目指す

● 考え方

- ①下記の施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	修了時点
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末
入所者の削減数		

項目	第3期計画の数値目標の基準となる数値とその考え方	
地域移行者数	3割以上	H2210.1現在の実績 16.6%（5年間） →1年間：3.3% $3.3\% \times 9.5$ （H17.10月～H27.3月） $\div 30\%$
入所者の削減数	1割以上減	現目標：7%（6年間） →第3期計画分：3%（3年間）

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

- ②退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。
- ③就労支援事業の数値目標の考え方は、これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。現在「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労継続支援（A型）事業の利用者の割合」の数値目標を明示していない都道府県等においては、明示することを検討願いたい。

